

平成 28 年 5 月 11 日  
建設部防災集団移転推進課

## 防集団地の擁壁問題にかかる政府要望の結果について

1. 要望日 平成 28 年 4 月 20 日（水）
2. 要望先 総務省 土屋 正忠 副大臣  
復興庁 長島 忠美 副大臣
3. 要望者 市長
4. 要望内容

本市において、防災集団移転については、三陸海岸を擁する本市の地勢の特徴から、平地が少ないため、やむを得ず、高台の傾斜地を開発したことに伴い、一部の宅地について、最大 5 m の高低差が生じている箇所があり、安全対策に係るフェンス等の整備について、移転する住民から要望を受けているところであり、市議会でもしばしば取り上げられております。

復興交付金事業の基幹事業及び効果促進事業に関しては、フェンスは建物の一部として特定個人が使用するものであり、個人資産の形成となるとの見解から、当該交付金事業による直接工事は施工ができない状況であります。

また、よしんば交付金事業と認められ、市の所有物としてフェンスを整備することができた場合でも、造成地を被災者が購入するケースでは、フェンスだけが市所有・管理となり、不都合が生じることとなります。

本市としましては、宅地の安全対策に関し、市独自支援策を検討しておりますが、その財源としては、創設時の目的から、防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅再建に関しては対象外となっている東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）により賄えないかと考えております。

住宅再建が進むにつれ、当初予想していなかった被災者に個人負担を更に負わせることができない様々な補助ニーズが出現しております。

このことに鑑み、防災集団移転宅地等の安全・安心な住環境を確保する観点から、東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）を交付済金額の範囲内で、被災者向け各種住宅支援へ弾力的活用が可能となるよう要望します。

## 5. 要望先からの回答

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）については、防集事業又はがけ近事業の対象とならない者を対象に設立されたため、現段階では、制度の主旨に合致しない。

一方で、津波被災住宅再建支援分以外の東日本大震災復興基金交付金の活用は可能である。

## 6. 今後の対応

東日本大震災復興基金交付金については、3,616,977千円交付されておりますが、産業復興支援事業等の他の事業へ支出見込みなどを踏まえ、防集事業における一定要件を満たした上でのフェンス整備費の補助について、早急に制度化してまいります。

なお、将来本件が東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）の対象となった場合には、財源の遡及振り替えが可能となるよう、政府に要望してまいります。